

2023年11月27日

各 位

「伊予銀行地域文化活動助成制度」の第65回助成団体を募集します！

～地域文化の発展・向上のお手伝いをいたします～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、第65回「伊予銀行地域文化活動助成制度」の助成団体を募集しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度では、1992年1月の制度創設以来、郷土芸能・創作芸能・音楽・文芸・郷土史・生活文化など各分野にわたり延べ1,335団体に、総額約2億5千8百万円の助成金を贈呈（「平成30年7月豪雨」被災団体対象 特別助成15先、747万円を含む）しております。

記

○目的

地域における「草の根」の文化活動全般について、その活動経費等に対して助成を行い、地域文化の向上に寄与することを目的としております。

○募集期間

2023年12月1日(金) ～ 2024年1月31日(水)

○応募方法

別紙「助成応募要領」の助成申請書に必要事項をご記入のうえ、活動の様子がよく分かる写真や資料を添付して、最寄りの当行本支店へご提出ください。

なお、「助成応募要領」は、当行ホームページよりダウンロードすることができます。

○助成対象要件

- ・愛媛県内において活動を行っている団体・グループ
- ・地域に密着した住民参加型「草の根」文化の伝承活動を行っている団体・グループ
- ・原則として10年以上の継続した活動実績を持つ団体・グループ

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

伊予銀行広報CSR室（担当：松野・藤田・下川・山地）TEL（089）907-1011

< 伊予銀行地域文化活動助成制度 助成事業概要 >

- 助成実績 助成先総数：1,335先 助成総額：約2億5千8百万円
- 募集時期 年2回 夏（6～7月）と 冬（12～1月）
- 贈呈時期 年2回 秋（11月頃）と 春（4月頃）

1. 制度の設立

当行は、1991年に創立50周年を迎えました。50周年を節目に再構築した新しい企業理念「潤いと活力ある地域の明日を創る」を文化的側面から実現し、積極的に社会貢献を果たして行くため、1992年1月「地域文化活動助成制度」をスタートさせました。

2. 制度の趣旨

この制度は、愛媛県内各地域において文化活動を継続しておられる皆様方に対し、活動経費の一部をご助成させていただくことで、地域独自の伝統文化の継承や地域生活文化の水準向上に寄与することを目的としています。

この制度で支援していこうとする「地域文化活動」は、芸術や文化を、専門家や一部の人の分野として捉えるのではなく、それぞれの地域に密着した地域住民参加型の「草の根」文化まで幅広く捉えることに特色を見いだしたいと考えております。

3. 制度のしくみ

当行には愛媛県内全域に店舗網があり、それぞれの地域に密着した営業活動を行っています。その網の目を生かし、支店長を中心に各地に根付いているさまざまな文化活動を発掘し、推薦を行います。

支店長推薦を受けた団体につきまして、広報CSR室が面談ヒアリングし、資料をまとめて、県内有識者からなる「伊予銀行文化振興顧問団」のご意見を参考に審議を行い、助成団体を決定します。ヒアリングから決定までに、2～3か月程度のお時間をいただきます。

4. その他

2018年8月から、「平成30年7月豪雨」にて被災した文化団体を対象に、被災物品類の新調・修繕費用を助成する特別募集を行い、これまで15先に約750万円を助成しました。

伊予銀行ホームページに、本制度の趣旨と応募要領を掲載しています。

詳しくは、そちらをご参照ください。

応募要領、申請書も掲載しております。ダウンロードしてご利用ください。

<伊予銀行地域文化助成活動助成制度ページ>

<https://www.iyobank.co.jp/about/csr/culture/bunka/>



<活動団体の紹介>

<https://youtu.be/u1KwbHpks4A>



【助成実績の推移】

回次別	助成先数	助成金額	回次別	助成先数	助成金額	回次別	助成先数	助成金額			
第1回	1992.5	11先	2,700千円	第23回	2003.5	25先	4,600千円	第45回	2014.4	17先	3,000千円
第2回	1992.11	16先	4,000千円	第24回	2003.11	26先	4,400千円	第46回	2014.10	22先	4,200千円
第3回	1993.5	20先	3,500千円	第25回	2004.4	22先	3,700千円	第47回	2015.4	16先	2,900千円
第4回	1993.11	22先	3,800千円	第26回	2004.10	25先	4,700千円	第48回	2015.10	15先	3,150千円
第5回	1994.5	18先	4,000千円	第27回	2005.4	23先	4,400千円	第49回	2016.4	20先	3,400千円
第6回	1994.11	25先	4,400千円	第28回	2005.10	21先	4,300千円	第50回	2016.11	20先	3,900千円
第7回	1995.5	18先	3,700千円	第29回	2006.4	21先	4,100千円	第51回	2017.4	21先	4,050千円
第8回	1995.11	22先	4,500千円	第30回	2006.10	22先	4,100千円	第52回	2017.11	22先	3,800千円
第9回	1996.5	23先	5,000千円	第31回	2007.4	22先	4,040千円	第53回	2018.4	18先	3,600千円
第10回	1996.11	19先	4,200千円	第32回	2007.10	25先	4,200千円	第54回	2018.11	21先	4,400千円
第11回	1997.5	23先	4,000千円	第33回	2008.4	22先	4,100千円	第55回	2019.4	19先	3,700千円
第12回	1997.11	21先	3,700千円	第34回	2008.10	20先	3,750千円	第56回	2019.11	18先	3,650千円
第13回	1998.5	27先	4,900千円	第35回	2009.4	19先	3,900千円	第57回	2020.5	14先	2,550千円
第14回	1998.11	22先	4,000千円	第36回	2009.10	25先	5,200千円	第58回	2020.11	13先	3,100千円
第15回	1999.5	25先	4,600千円	第37回	2010.4	24先	4,500千円	第59回	2021.4	24先	4,400千円
第16回	1999.11	22先	3,900千円	第38回	2010.10	16先	3,400千円	第60回	2021.10	23先	4,400千円
第17回	2000.5	23先	4,300千円	第39回	2011.4	20先	3,700千円	第61回	2022.4	21先	3,750千円
第18回	2000.11	22先	4,400千円	第40回	2011.10	27先	4,350千円	第62回	2022.11	16先	2,950千円
第19回	2001.5	22先	4,700千円	第41回	2012.4	21先	3,800千円	第63回	2023.4	13先	2,300千円
第20回	2001.11	23先	4,600千円	第42回	2012.10	27先	5,000千円	第64回	2023.11	10先	1,850千円
第21回	2002.5	23先	4,500千円	第43回	2013.4	17先	2,800千円				
第22回	2002.11	23先	4,400千円	第44回	2013.10	17先	3,000千円				
							小計		1,320先	250,890千円	
							豪雨災害特別助成		15先	7,468千円	
							合計		1,335先	258,358千円	

【分野別助成金交付状況】

分野	累計	
	助成先数	助成金額
音楽	216先	41,140千円
美術	42先	7,600千円
演劇	37先	7,700千円
文芸	49先	10,450千円
郷土芸能	629先	120,818千円
創作芸能	119先	21,750千円
郷土史	98先	22,850千円
国際交流	13先	2,600千円
生活文化	105先	19,400千円
自然科学	27先	4,050千円
合計	1,335先	258,358千円

以上

伊予銀行地域文化活動助成制度

助成応募要領

～地域の文化活動をお手伝い～

伊予銀行は、社会貢献で
潤いと活力ある地域の明日を創ります

2023年12月



伊予銀行地域文化活動助成制度のご案内

◆ 趣 旨

本制度は、地域文化の発展と向上にお役に立ちたいとの願いから、愛媛県内で歴史的重要性や伝統性等に優れた「草の根」の文化活動を行っている団体・グループに対して、その活動資金の一部を助成させていただく制度です。

◆ 応募方法

後掲の「地域文化活動助成申請書」にご記入の上、最寄りの伊予銀行の窓口にお申込みください。なお、応募にあたっては、お取引の有無は一切関係ありません。

◆ 応募期間とスケジュール

募 集 期 間	12月～1月下旬	6月～7月下旬
助成金贈呈時期	4月～5月頃	10月～11月頃

年2回の募集を行っています。

助成決定までの審査期間として、募集締切から3ヶ月程度のお時間をいただきます。

①申請書類提出	最寄りの伊予銀行の支店窓口へご提出ください。
②書類審査	支店長推薦を経て担当部で書類審査いたします。この時点で要件に満たない場合は、お断りすることもあります。ご了承ください。
③面談・ヒアリング	活動内容に関して詳細をヒアリングさせていただきます。
④文化振興顧問団会議	県内有識者により、活動内容についての検討・審査を行います。
⑤助成決定	助成金額は、活動内容や実績、助成事例等により決定されます。
⑥選考通知	選考結果は、各推薦店を通じてお知らせします。
⑦助成金贈呈	贈呈式は、松山市内の会場で行います。
⑧活動報告書の提出	助成活動完了後、報告書をご提出いただきます。

◆ 「伊予銀行文化振興顧問団委員」のメンバーについて

愛媛県内の有識者からなる「伊予銀行文化振興顧問団」を編成し、当行の文化助成事業全般にわたってご助言・ご提言を頂いております。

氏 名	現 職
竹田 美喜 氏	松山市立子規記念博物館 総館長
森 正康 氏	愛媛県文化財保護審議会 会長（松山東雲短期大学名誉教授）
大本 敬久 氏	愛媛県歴史文化博物館 専門学芸員
胡 光 氏	愛媛大学法文学部 教授
山中 美幸 氏	愛媛県職員

◆ 助成要件

1. 愛媛県内で活動する団体・グループで、原則として10年以上*の活動実績を持つこと。
(過去に助成を受けた団体も、その後10年経過すれば再申請が可能です。)
※ 活動10年未満でも、時限性のある活動(中断している伝統行事の再興や、高齢者からの昔話・伝承の採取記録など)の場合は、制度対象となる場合があります。
2. 地域に密着した住民参加型「草の根」の文化活動を伝承していること。
3. 次の事項に該当しないこと。
 - (1) 個人的趣味・稽古事の延長である。
 - (2) 営利を目的としている。
 - (3) 行政またはそれに類似する団体等が主体となって進める事業。
 - (4) 特定の宗教・思想・政治団体等との関連がある。
 - (5) 反社会的勢力との関連がある。
 - (6) ボランティア・福祉的色彩が強い。

※次頁の「申請要件チェックリスト」もご参照ください。

◆ 助成金使途

活動に関する道具類の購入や発行物の費用、催物等の実施経費の一部とします。

なお、定例的に発生する通常の活動費や飲食費等は対象外です。

(注：助成金を助成対象事業以外に使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。)

◆ 具体的活動事例

分野	具体的活動事例
音楽	コーラス・声楽・器楽・邦楽 等
美術	絵画・写真・彫刻 等
演劇	演劇・ミュージカル・人形劇 等
文芸	俳句・短歌・川柳・現代詩・文人顕彰 等
郷土芸能	獅子舞・鹿踊り・伝承踊り・文楽・神楽 等
創作芸能	創作太鼓・創作民謡・現代舞踊 等
郷土史	郷土史・民俗学・文化財の調査研究 等
国際交流	国際交流活動 等
生活文化	習俗伝承・創作事業・演劇招聘・児童育成(読み聞かせ等) 等
自然科学	動植物の調査・研究・保護活動 等

※上記は一例です。「地域性があるか」「草の根的文化活動か」「後継者の状況」が、制度対象可否の判断基準の一つとなります。ごく少人数の趣味のサークルなど、活動内容によっては制度対象外となる場合もございますので、ご了承ください。ご不明な場合は、お気軽に事務局までご相談ください。

※神社祭礼の神輿や山車・屋台は制度対象外です。(保存・継承状況により一部例外あり)

申請要件チェックリスト

本制度の趣旨に合っているかどうかのご判断について、下記チェックリストをご参照ください。

1	団体あるいはグループとして複数人数で活動している。	YES・NO
2	10年以上 [※] 、地域に根ざした文化活動を継続的に運営し、活発に活動している。	YES・NO
3	過去10年間 [※] 、本制度による助成を受けたことがない。	YES・NO
4	趣味やお稽古事の延長ではなく、レクリエーションの範囲を超えた文化活動を行っている。	YES・NO
5	ボランティアや福祉、地域おこしイベントに特化せず、文化的な性質を持った活動を行っている。	YES・NO
6	営利を目的とした活動や、個人的な利益に結びつく活動ではない。	YES・NO
7	特定の宗教や思想、政治団体との特別な結びつきはない。	YES・NO
8	構成員を含め、反社会的勢力に該当しない団体・グループである。	YES・NO
9	地公体が主催する事業の開催や、地公体が主体となった運営ではない。	YES・NO
10	連盟や協会等に属する場合、事務局的な活動ではなく、自主的・創造的に活動している。	YES・NO
11	年間の活動計画や収支が明確で、組織として構成されている。	YES・NO
12	活動を次代へ継承していくための方策（後継者対策等）を講じている。	YES・NO

※10年未満でも助成対象となる場合があります。前頁の「助成要件」をご覧ください。

※上記要件は、あくまでも目安の一部です。ご不明な場合は、事務局か、お近くの伊予銀行へご相談ください。なお、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

お申込みに必要な書類

1. 地域文化活動助成 申請書 全4枚

団体設立経緯や活動内容等、申請書に記載する内容を記した資料がある場合は、それらのコピーを添付することで、記載の一部を省略することができます。

申請書(Word版・PDF版)は、当行ホームページからダウンロードも可能です。

2. 活動状況を撮影した写真 5枚以上

可能であれば、電子記録媒体(CD・USB・SDカード等)でご提出ください。(後日返却いたします。)メールでの受付も可能です。

申請内容が道具類の新調・修繕の場合は、対象物の写真もあれば添付願います。

【地域文化活動助成制度 事務局】

〒790-8514 松山市南堀端町1番地 伊予銀行 広報CSR室

TEL.(089)907-1011

E-Mail ryo011n669wt@iyobank.co.jp

地域文化活動助成申請書

<4-1>

年 月 日

株式会社 伊予銀行 殿

下記の活動・催物等を実施するにあたり、貴行の助成を申請します。

ふりがな

【団体名】

ふりがな

【代表者役職】

【代表者氏名】

【助成金使途】

【助成希望金額】

万円

I. 団体の概要

1. 連絡先（団体所在地 または 代表者連絡先）

住所 〒

(電話番号：) (携帯番号：)

(E-mail アドレス：)

(本申請ご担当者が、上記と異なる場合)

住所 〒

団体における役職名

氏名

(電話番号：) (携帯番号：)

(E-mail アドレス：)

2. 会員数 男性 名 / 女性 名 / 子供 名 / 合計 名

年齢構成 歳 ~ 歳位 (中心は 歳代)

3. 団体設立 または 活動開始時期 M・T・S・H 年 月

4. 団体 SNS (該当あれば○) Facebook Instagram ホームページ その他

5. 設立の経緯・活動目的 (なるべく詳しくご記入下さい。)

〔獅子舞等の伝統芸能分野の場合、発祥や起源などの由来・歴史的背景があればご記入下さい。〕
〔地域の言い伝え等でも結構です。市町村誌等の資料がある場合はコピーを添付して下さい。〕

7. 申請する活動・催物等について

※道具・衣装の新調（修繕）の場合は、対象物の現状や個数、新調（修繕）理由について。

※各種演奏会や芸能発表会等の場合は、テーマ(コンセプト)・ステージ構成・曲目内容について。

※各種記念誌発行の場合は、具体的な構成・内容・発行部数・配付予定先について。

8. 本制度を何でお知りになりましたか？



「伊予銀行地域文化活動助成制度」のご案内

～地域の文化活動をお手伝い～

「伊予銀行地域文化活動助成制度」は、地域文化の発展と向上のお役に立ちたいとの願いから、愛媛県内で伝統性のある草の根的な文化活動を継続しておられる団体・グループの皆さまへ、その活動資金の一部を助成させていただく制度です。

伊予銀行では、地域の皆さまとともに豊かな地域文化を未来へ継承するお手伝いができますように努めてまいります。皆さまからのご応募をお待ちしております。

◆助成対象分野

分野	事例	分野	事例
音楽	コーラス・声楽・器楽・邦楽等	美術	絵画・写真・彫刻等
演劇	演劇・ミュージカル・人形劇等	国際交流	国際交流活動等
文芸	俳句・短歌・川柳・現代詩 文人顕彰等	郷土史	郷土史・民俗学・文化財の調査研究等
郷土芸能	獅子舞・鹿踊り・伝承踊り・文楽 神楽等	生活文化	習俗伝承・創作事業・演劇招聘 児童育成(読み聞かせ等)等
創作芸能	創作太鼓・創作民謡・現代舞踊等	自然科学	動植物の調査・研究・保護活動等

※上記は一例です。「地域性があるか」「草の根的な文化活動か」「後継者の状況」が、制度対象可否の判断基準の一つとなります。ごく少人数の趣味のサークルなど、活動内容によっては制度対象外となる場合もございますので、ご了承ください。ご不明な場合は、お気軽に事務局までご相談ください。

※神社祭礼の神輿や山車・屋台は制度対象外です。(保存・継承状況により一部例外あり)

◆助成対象要件

- 愛媛県内で活動する団体・グループで、原則として10年以上[※]の活動実績を持つこと。
(過去に助成を受けた団体も、その後10年経過すれば再申請が可能です。)
※ 活動10年未満でも、時限性のある活動(中断している伝統行事の再興や、高齢者からの昔話・伝承の採取記録など)の場合は、制度対象となる場合があります。
- 地域に密着した「住民参加型」の文化活動団体であること。

◆助成金使途

活動に関する道具類の修繕・購入や、発行物の費用、周年行事など、特別事業の経費の一部とします。なお、定例的に発生する通常の活動費や飲食費等は対象外です。

※ 助成金を助成対象事業以外に使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求められます

◆助成金額

過去の助成実績は、平均で20万円程度となっております。
ただし助成率については基準を設けず、申請内容毎に個別決定しております。

※助成対象とならない活動※

- * 個人的趣味・稽古事の延長である。
- * 反社会的勢力との関連がある。
- * 行政またはそれに類似する団体等が主体となって進める事業。
- * 特定の宗教・思想・政治団体等との関連がある。
- * 営利を目的としている。
- * ボランティア・福祉的色彩が強い。

◆助成団体の選考について

応募締切から3ヶ月程度の事務局審査期間を経て、有識者からなる「伊予銀行文化振興顧問団委員」のご意見を参考に助成団体を決定いたします。委員の方々は下記のとおりです。

氏名	現職
竹田 美喜 氏	松山市立子規記念博物館 総館長
森 正康 氏	愛媛県文化財保護審議会 会長（松山東雲短期大学名誉教授）
大本 敬久 氏	日本民俗学会 会員
胡 光 氏	愛媛大学法文学部 教授
山中 美幸 氏	愛媛県職員

◆助成事例

<p>【事例①】活動分野：郷土芸能分野（獅子舞） 活動年数：30年 資金使途：舞手衣装の新調・太鼓の修理 助成実績：30万円の申請に対し、20万円を助成</p>	<p>【事例②】活動分野：音楽分野（吹奏楽） 活動年数：18年 資金使途：打楽器の新調 助成実績：40万円の申請に対し、30万円を助成</p>
<p>【事例③】活動分野：文芸分野（川柳） 活動年数：41年 資金使途：記念句集の発行 助成実績：20万円の申請に対し、10万円を助成</p>	<p>【事例④】活動分野：郷土史（文化財保護） 活動年数：12年 資金使途：案内・説明板設置 助成実績：20万円の申請に対し、20万円を助成</p>

◆助成制度への応募について

年2回の募集を行っております。

伊予銀行各支店に備え付けの

助成申請書（全4枚）に必要事項をご記入のうえ、活動の様子がわかる写真や資料を添付し、

最寄りの伊予銀行へご提出ください。（お近くに店舗が無い場合は、下記事務局まで）

伊予銀行ホームページにも、本制度の趣旨と応募要領（申請書）を掲載しています。

詳しくは、そちらをご参照ください。

<伊予銀行地域文化助成活動助成制度ページ>

<https://www.iyobank.co.jp/about/csr/culture/bunka/>
（応募要領・申請書のダウンロードも可能です。）



<助成団体の紹介映像>

<https://youtu.be/u1KwbHpk4A>



＊ ＊ 助成制度に関するお問い合わせ先 ＊ ＊

〒790-8514 松山市南堀端町1番地 (株)伊予銀行 広報CSR室内

(「地域文化活動助成制度」事務局)

TEL. (089) 907-1011

E-Mail iyo011n669wt@iyobank.co.jp

※ ご質問等ございましたら、お気軽に事務局までお問合せください。